

諮問番号：平成28年諮問第1号
答申番号：平成29年答申第1号

答申書

第1 審査会の結論

審査請求人が平成28年6月3日に提起した処分庁による平成28年度の固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の納税の告知に関する処分に対する審査請求は、棄却するのが相当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

（1）審査請求の趣旨

課税明細通知（以下、地方税法第1条第1項第6号に基づき「納税通知書」と記載する。）の送付先代表者の更正、又は共有者ごとの送付を求める。

（2）審査請求の理由

ア 処分庁の代表者指定理由に対する意見

- ・処分庁の代表者指定の理由として示されているのは、①分割納付書停止の経緯及び②固定資産税等が連帯債務であることを審査請求人が承知していることのみであり、合理的とはいえない。
- ・他の共有者に前述の①及び②について説明をすれば、処分庁の主張する代表者指定理由の優位性は消滅する。

イ 持分割合を考慮して代表者を指定すべきと考える理由

- ・審査請求人から他の共有者に求償権を行使する場合、持分の少ない審査請求人が、持分の多い他の共有者から回収できるか否かのリスクを考慮し、審査請求人が固定資産税等を納めないという考えにたどり着く可能性がある。
- ・審査請求人が全額を一括納付し、他の共有者に一括で求償した場合、本来なら期別納付できた者が、審査請求人の判断により期限の利益を喪失することになる。

ウ その他代表者指定の判断材料

- ・審査請求人は、裁判手続により他の土地の代替地としてやむを得ず取得したものであるが、他の共有者は積極的に売買したものである。

第3 処分庁の弁明の要旨

（1）弁明の趣旨

本件審査請求の棄却を求める。

（2）弁明の理由

ア 処分庁の代表者指定理由

- ・ 本件土地の共有者のうち誰を代表者に指定し、固定資産税等の支払いを求め
るのかについては、処分庁の判断（裁量）に委ねられている。
- ・ 本件土地に関する裁判、それに伴う分割納付書の停止、固定資産税等の債務
の性質について理解していたのは審査請求人であり、代表者として指定した
ことには合理性がある。

イ 「持分割合を考慮して代表者を指定すべき」とする請求人の主張について

- ・ 持分割合は全体から見ると5.8%：18.7%であり、やや大きい程度で
ある。
- ・ 審査請求人が代表者として本件土地の固定資産税等を立て替えた場合に発生
する、他の共有者からの立替金回収については、共有者間内部の問題である。
また、共有者間の話し合いがしやすいよう、他の共有者に対しても共有者告
知用の納税通知書を送付している。

ウ 「共有者ごとの送付」を求める請求について

- ・ 「持分割合で按分した額の限度で債務を負う」との変更を求める請求であれ
ば、固定資産税等の支払債務は連帯債務で、そのような支払を求めるかは債
権者である処分庁の判断に委ねられていること、本件について特別にそのよ
うな扱いをすべき事情も見当たらない。

エ 分割納付書の送付停止理由

- ・ 市民に対して平等性に欠ける、賦課徴収コストがかかる、共有者間の争いに
市が巻き込まれる、連帯納税義務の趣旨が理解されにくいため、送付は停止
している。

オ その他

- ・ 共有名義代表者変更届を提出すれば、代表者の変更は可能である。

第4 審理員意見書の要旨

次のとおり、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

- (1) 本件土地に係る固定資産税等については、審査請求人に対して代表者として
全額の納付を請求する納税通知書が送付され、他の共有者に対しても共有者告
知用の納税通知書が送付されており、共有者の双方に徴収決定した税額の通知
（租税債権の確定の通知）とその税額の履行の請求（納付の請求）の効力が生
じている。
- (2) 共有者である共同相続人のうちいずれの者に対して、また、いかなる順序で
納税の告知等を行うかについては、地方団体の長の裁量に委ねられており、処
分庁では持分割合や登記簿の記載等の事情を総合的に考慮して判断している。
本件に関しては、過去の裁判を原因とした分割納付書の送付停止という特殊な
経緯等があることから、これらを知っている者を代表者に指定したことには、

一定の合理性が認められる。

(3) 納付書は、法律上交付を必要とされている文書ではなく、納付書に記載する税額は、持分に応じた税額でも全税額でも差支えないものとされている。

(4) 共有者による話合いの結果、代表者を変更する方法が審査請求人に与えられており、審査請求人への説明も行っている。

(5) 附帯意見

処分庁は、税の公平性を確保するため裁量の範囲内で出来る方策を講ずべきと考える。また、処分庁は、代表者指定の理由を論理的かつ一貫性のあるものとするため代表者指定の判断基準を定めることが必要だと言える。

第5 調査審議の経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

平成28年4月11日 審査請求に係る処分

平成28年6月 3日 審査請求

平成28年12月2日 審査庁から諮問受理

平成29年1月11日 第1回審議

平成29年1月24日 第2回審議

平成29年2月 8日 第3回審議

平成29年2月22日 第4回審議

第6 処分庁の補足説明書の要旨

平成29年1月20日に豊田市行政不服審査会条例第12条の規定により処分庁より補足説明書が提出され、第2回の審議において取り扱うこととした。

ア 豊田市の代表者指定の一般的考え方

豊田市では、代表者指定に関する基準があり、共有者が全員市外居住者である場合は、①共有構成者が同じで、既に物件のある共有コードの代表者、②単有を共有にする場合は単有時の所有者、③持分の多い者、④持分が同じ場合は、登記簿の1番上に記載がある者とされている。よって、本件をこの基準に当てはめると、審査請求人とは別の持分の多い他の共有者が代表者となる。

イ 処分庁の代表者指定理由

(ア) 協議の円滑性について

審査請求人は、過去に税の滞納についての相談を行い、固定資産税等の支払方法が連帯債務であること、分割納付書停止の経緯を認識していることから協議の上で前提となる知識を備えていたこと、他の共有者よりも前代表者との関わりが深く、相続財産管理人選任の申立てについて必要となる情報をより多く有していたこと、他の共有者よりも年長者であり、古くからの所有者であったことから、審査請求人が主導することで円滑に協議が進むと判断

した。

(イ) 税の公平性について

審査請求人は、本件土地に関する過去の固定資産税等の納付状況について承知しており、また、他の共有者を代表者に指定した場合は、納税者間の公平性を確保することはできないと判断した。

第7 審査会判断の理由

(1) 審理員意見書に対する所見

まず、本審査会の判断の前提として、審理員の意見書について所見を述べる。

国民・住民の権利利益の救済とともに、行政運営の適正を図ることを目的とする行政不服審査法において、審理員制度を設けて公正かつ透明な審査請求を推進しようとする趣旨を踏まえると、審査請求手続においては、本来、弁明書等で、審査請求の対象となっている処分について、処分の根拠とともに、その処分を正当化する処分基準やそれに関係する諸事情を誠実に記載し、主張する義務が処分庁にはあるというべきである。

しかし、本件の審査請求手続においては、弁明書及び再弁明書に記載されていないため、審理員が審理員意見書をまとめるに当たって承知していないと認められる重要な事情（代表者の選定基準の存在等）が当審査会に処分庁が自主的に提出した主張書面（補足説明書）から明らかになった。このような処分庁の主張及び審査請求手続に臨む態度は、審査請求人に反論の機会を与えないと同時に、審理員制度を設け、審査請求の公正性と透明性を向上しようとする前記行政不服審査法の趣旨に反するものである。

そのため、本審査会は、審理員の意見書については、前述のような事情から、十分に公正かつ透明な審理手続を経て作成されたものとは言い難いものとして、取り扱うことにした。

(2) 審査会結論の理由

共有者である共同相続人のうちいずれの者に対して、また、いかなる順序で納税の告知を行うかについては、固定資産税等の徴税の公平性、安定性及び効率性の観点から代表者の指定が行われる。そして、地方税法第10条及び民法第432条の規定からすると、その代表者の指定について特段の定めはなく、その指定は地方団体の長の裁量に委ねられているものである。しかしながら、この裁量権は、社会観念に照らして不合理に行使されてはならない。そして、当審査会は、処分を取り消すべき不合理性、不当性があるかどうかの観点から、審査を進めた。

豊田市では、共有財産の代表者指定の判断基準が定められており、通常の場合、この基準に従って代表者を指定している。これを本件についていえば、共有者全員が市外居住者の場合であるため、一般に、代表者の指定は、①共有構

成者が同じで、既に物件のある共有コードの代表者、②単有を共有にする場合は、単有時の所有者、③持分が多い者、④登記簿の上位に記載がある者という順序で判断される。この基準に照らした場合、本件では、持分が多い他の共有者が代表者になるところであるが、処分庁の弁明書及び補足説明書にあるとおり、処分庁は、年齢その他共有者間での協議の円滑性や過去の経緯等様々な事情を考慮した上で、審査請求人を代表者として指定した。

本審査会の審議の中では、通常の場合と異なり、前述の事情を考慮した上で本件代表者の指定を行ったことが不合理な判断であったか、そして、それに取
り消すべき不当性が認められるか、という点について、委員の間で意見が分かれた。しかし、処分庁は、漫然と、又は恣意的に本件代表者の指定を行ったわけではなく、前記基準に沿って検討しながら、本件における個別事情を考慮して判断したと認められる。本審査会として、審理員の審理手続における処分庁の対応は、前述のとおり、妥当でないものと認められるが、本件処分それ自体は、社会観念に照らして取り消すべき不合理性・不当性があるとまでは言い難いものと判断し、本件審査請求は棄却が相当であると結論付けるものである。

なお、具体的に誰を代表者とすべきか、という点について、本件処分の正当性や合理性を強く肯定する委員はいなかった。本審査会における採決及び答申の審議では、1名の委員が欠席したが、審議の全過程を踏まえて述べると、本審査会の委員のうち2名は、持分割合に応じて代表者を定めることが原則であるから、本件の場合には、その原則を覆すだけの正当な理由が処分庁の主張の中には認められないため、取り消すべき不当性があると判断している。このような事情も考慮の上、本件について慎重に裁決されることを望む。

(3) 委員の個別意見

以上、本審査会は、最終的には取り消すべき不当性があるとは断じ難いと判断したものの、審査会の審理において、処分庁として認識を改める部分が多く指摘された。最後に、本件審査に当って、委員から以下のような個別意見が出されたので、今後の事務において更に留意されるよう求めるものである。

まず、補足説明書において、代表者の指定理由とされている税の公平性に対する処分庁の認識である。税の公平性とは、処分庁の主張する「共有者間」だけではなく、「支払義務のある豊田市民全員」から公平に徴収することが重要である。また、徴収の効率性の観点からも、持分割合を優先することに合理性がある。処分庁は、本件における5.8%と18.7%の持分割合の違いを重要視していないが、その差異は決して小さいとは言えず、処分庁が主張する税の公平性は、代表者の指定理由として正当であるとは言い難い。さらに、代表者指定の考え方として、補足説明書において権利者としての年数の長短が土地の権利の強さを測る指標の一つになるはずであると処分庁は主張しているが、権利者としての年数の長短は、土地の権利の強さを測る指標とは成り得ない。

本件審査請求に対して、処分庁が提出した主張書面には、相互に矛盾がある点も見受けられ、整合性がないところがみられた。

次に、他の共有者に対する説明責任が十分果たされていない。通常代表者のみに納税通知書を送付しているところ、本件では、処分庁は、他の共有者に対しても納税通知書（共有者用）を送付することで、共有者間の協議に関して一定の配慮を行っていること（その配慮が当事者に伝わっているか疑問の余地があるものの）は認められる。しかし、審査請求人と他の共有者の関係が不明であることや、固定資産税の納付は共有者の連帯債務であることから、処分庁は、他の共有者に対しても今後の対応について丁寧に説明すべきであった。

以上